

障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費にかかる 電子申請の注意事項

～申請を行う前に必ずご一読ください。～

【電子申請ができる医療費】

治療用装具を購入した場合

【本市へ申請する前に必要な手続きについて】

本市への申請の前に、ご加入の健康保険組合等へ健康保険分の療養費の申請を行い、支給決定の通知書等を受け取っている必要があります。

また、受給者の年齢や自己負担金額等に応じて、療養費の払い戻しの申請に加え、ご加入の健康保険組合等へ高額療養費の申請を行い、支給または不支給の通知書等を受け取っている必要があります。

【本市からの支給決定額について】

以下の事例に該当する場合など、治療用装具の購入代金から健康保険組合等からの給付額を差し引いた金額と、本市の支給決定金額とに差が生じる場合があります。

(例)治療用装具の代金が、厚生労働省の示している基準額を超えている場合

【本市への申請に必要な書類について】

- ・2ページ以降に記載する、「電子申請の必要書類一覧」に記載されている書類が全て揃っていないと受付ができません。
- ・写真等により電子化された書類が光の反射やブレにより不鮮明であるなど、内容が判読できないと判断した場合は申請を差し戻しすることがあります。
- ・加入保険により必要書類が異なります。
該当する条件のページをご参照の上、書類を準備してください。

(1)名古屋市国民健康保険に加入している方

2ページをご覧ください。

(2)全国健康保険協会(支部は問いません)に加入している方

3ページをご覧ください。

(3) (1)、(2)以外の方

4ページをご覧ください。

電子申請の必要書類一覧

(1)名古屋市国民健康保険の加入者

- ①医療証
- ②健康保険被保険者証や資格確認書、資格情報のお知らせ等健康保険に加入していることを証明するもの
- ③受給者本人(子ども医療費助成制度の場合は、医療証の「対象者」欄に印字された方)名義の預金通帳等
(振込先の金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義人が確認できるもの。)
- ④療養費の支給決定通知書
- ⑤装具が必要であると認めた医師の意見書
- ⑥装具の領収書
- ⑦装具の写真(靴型装具の場合)

電子申請の必要書類一覧

(2)全国健康保険協会の加入者

①医療証

②健康保険被保険者証や資格確認書、資格情報のお知らせ等健康保険に加入していることを証明するもの

③受給者本人(子ども医療費助成制度の場合は、医療証の「対象者」欄に印字された方)名義の預金通帳等
(振込先の金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義人が確認できるもの。)

④療養費の支給決定通知書

⑤装具が必要であると認めた医師の意見書

⑥装具の領収書

⑦装具の写真(靴型装具の場合)

⑧高額療養費の支給決定通知書または不支給決定通知書※1

⑨医療費のお知らせ(高額療養費に該当する場合)

※1 受給者が70歳未満の方の場合は、自己負担相当額が21,000円以上(※2)となる場合のみ必要。

受給者が70歳以上の方の場合は、自己負担相当額の金額に関わらず必要。

※2 自己負担相当額が21,000円以上になる場合とは

概算として、治療用装具の代金から、全国健康保険協会から支給される療養費を差し引いた額が21,000円以上となる場合を指します。

電子申請の必要書類一覧

(1)、(2)以外の方

①医療証

②健康保険被保険者証や資格確認書、資格情報のお知らせ等健康保険に加入していることを証明するもの

③受給者本人(子ども医療費助成制度の場合は、医療証の「対象者」欄に印字された方)名義の預金通帳等
(振込先の金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義人が確認できるもの。)

④療養費の支給決定通知書

⑤装具が必要であると認めた医師の意見書

⑥装具の領収書

⑦装具の写真(靴型装具の場合)

⑧高額療養費の支給決定通知書または不支給決定通知書※1

⑨付加金等の金額が分かる資料(付加金等が支給されている場合)

※1 受給者が70歳未満の方の場合は、自己負担相当額が21,000円以上(※2)となる場合のみ必要。

受給者が70歳以上の方の場合は、自己負担相当額の高額に関わらず必要。

※2 自己負担相当額が21,000円以上になる場合とは

概算として、治療用装具の代金から、健康保険組合等から支給される療養費を差し引いた額が21,000円以上となる場合を指します。